

令和7・8・9年度 学校施設環境改善交付金事業

(仮称)西部共同調理場建設 厨房機器工事 仕様書

1. (適用範囲)

本仕様書は、飯田市が実施する『令和7・8・9年度 学校施設環境改善交付金事業 (仮称)西部共同調理場建設 厨房機器工事 (以下「本工事」という。)]』について適用する。本工事は、契約図書関係規定及び本仕様書に基づき実施する。

2. (目的)

本工事は、別途発注予定である同事業 建築本体工事、同事業 電気設備工事、同事業 機械設備工事と合わせて実施し、相互協力を前提に事業を完了することを目的とする。

3. (工事概要)

- 1 工事名 令和7・8・9年度 学校施設環境改善交付金事業
(仮称)西部共同調理場建設 厨房機器工事
- 2 工事内容 (仮称)西部共同調理場 鉄骨造2階建 延床面積1,973.75㎡ 厨房機器工事一式
- 3 施工箇所 飯田市三日市場1080番地1

4. (機器名及び数量)

機器リストによる。

5. (工期)

工事完了は令和9年8月31日とする。

6. (提出書類)

要綱による。

7. (実施体制)

本工事の実施にあたっては、飯田市の意図及び目的を十分理解した上で、経験豊かな技術者を定め、適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するとともに、飯田市が定める担当職員と常に密接な連絡をとり業務遂行を図るものとする。また、本工事の実施にあたり、突発的な打ち合わせや細部に渡る調整等が想定されるため、受注者は常に連絡が取れる体制を確保し、発注者の求めにより、現場での打合せが可能な対応を図るものとする。

8. (管理技術者等)

受注者は、本工事における管理技術者及び担当技術者を定め、飯田市に届け出るものとする。管理技術者または担当技術者には一級または二級厨房設備施工技能士の資格を有する者を配置すること。

受注者は、過去10年において官公庁より発注された、1日概ね2,000食以上の学校給食調理施設の厨房機器一括納入の実績があり、機器の点検、修理体制などが整っていること。

なお、受注者は長野県内に本社、本店又は支社、支店、営業所、事業所があること。

9. (工程管理)

別途発注する工事と調整のうえ、工程表を作成し、監督員の同意を得ること。また、工事の進捗に合わせ工程の見直しを行い、常に適正な工程管理が行えるように取り組むこと。

10. (関連業者・関係機関との協議)

受注者は、別途発注する工事請負業者等との協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅滞なく飯田市に報告するものとする。

11. (メンテナンス対応等)

本工事が完了したのち、厨房機器の保守、メンテナンス等において、誠意をもって対応し、機器故障時などは特に迅速な対応等を行うこと。緊急時には即座の対応を望むが、最低限24時間以内に現場での対応を開始できるように想定している。(応急処置、代替処置は早期に行うこと。)なお、災害等、特別な配慮が想定される場合にはこの限りではない。

12. (操作講習)

本工事が完了したのち、機器の操作については全体講習を1回以上行うこととするほか、個別講習を必要に応じて複数回実施すること。

13. (疑義)

本工事について疑義が生じた場合、あるいは本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、飯田市・受注者の協議により決定する。また、両者は誠意を持ってこれにあたるものとする。

14. (検査)

受注者は、本工事を完了したとき、別途定める成果品を引渡書とともに飯田市に提出し、管理技術者立会いの上、完了検査を受けなければならない。

15. (成果品に対する責任)

検査完了、引き渡し後であっても機器に明確な不備等が確認された場合は、受注者の責任と費用負担によって速やかに対応をしなければならない。

16. (成果品の帰属)

本工事の成果品は、すべて飯田市に帰属するものとし、飯田市の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。また、業務上知り得た諸事項について、第三者に漏らしてはならない。

17. (行政情報流出防止計画)

本工事において取り扱う各種資料や各種データには、飯田市における多数の重要事項が含まれているため、受注者は、情報セキュリティの重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料の破損、紛失、盗難、外部への漏洩等の事故のないように慎重に取り扱い管理運用を行うものとし、作業終了後、速やかにこれを返還するものとする。

18. (打合せ協議)

工事の適正な遂行を図るため、また手戻りの生じないよう監督員と密接な連絡をとり、その都度打合せ記録簿を作成し相互に確認する。また、工事遂行上必要となる関係機関に対しては、上述の資料に基づき協議を行う。

19. (成果品)

本業務における成果品は以下のとおりとする。

- ・ 監督員が必要と認めた資料 1式
(施工計画書、工事日報、出荷証明書等であり、契約後監督員より示すものとする。)

20. (その他)

- ・ 通期での週休2日制対象工事であるため、工事にあつたつては留意すること。